

【交通事故】

1. 加害者(保険会社)に対して損害賠償を請求したい場合(弁護士費用特約のない方)

事件の労力・難易度		着手金(税別)	報酬金(税別)	備考
裁判外の交渉	通常	10～30万円 (標準:20万円)	経済的利益 の16%	
	複雑	30万円～	経済的利益 の20%～	「複雑」とは、後遺障害の有無および内容を巡って医学的知識が不可欠である、企業損害等で決算書等の分析が不可欠である、カルテ等が膨大であるなど、事実認定や法律上の争点が複雑な事案を言います。
訴訟	通常	20～40万円 (標準:30万円)	経済的利益 の16%	
	複雑	40万円～	経済的利益 の20%～	「複雑」とは、後遺障害の有無および内容を巡って医学的知識が不可欠である、企業損害等で決算書等の分析が不可欠である、カルテ等が膨大であるなど、事実認定や法律上の争点が複雑な事案を言います。

- ※ お客様の経済的事情により着手金の分割払いも可能です。
- ※ 事件処理に要する実費はすべてお客様負担になります。
- ※ 事件処理に要する実費として別途1～5万円をお預かりすることがあります。
- ※ 遠方(大阪市内から片道1時間以上を要するもの)への出頭・出張の際には別途日当が発生します。
- ※ 「裁判外の交渉」⇒「訴訟」へ移行した場合は追加着手金が発生します。
この場合の追加着手金は上記金額から割引があります。

2. 加害者(保険会社)に対して損害賠償を請求したい場合(弁護士費用特約のある方)

	経済的利益の額	着手金(税別)	報酬金(税別)	備考
裁判外の交渉 訴訟	300万円以下の場合	8%	16%	
	300万円～3000万円	5%+9万円	10%+18万円	
	3000万円～3億円	3%+69万円	6%+138万円	
	複雑	協議	協議	

- ※ 上記費用は、弁護士費用特約の範囲内で、保険会社に請求しお客様の負担にはなりません。
- ※ 事案によってはタイムチャージ制をご提案することがあります。